

第7回行革審（11月26日開催）で指摘された事項について

1 指摘事項

第7回行革審（11月26日開催）では、これまで2つの分科会に分かれて検討されてきた事項の検討結論が発表された。

その際、分科会AとBそれぞれの検討結論の整合性について指摘がされた。

◆整合性を確認すべき事項

分科会Bが提案する「自主財源の増収手段」が、分科会Aで検討した「経常的な経費」の増加に繋がらないこと。

2 指摘事項に対する確認

双方の検討結論をつき合わせ、確認した結果、基本的には整合性は取れていることが確認できる。

3 理由と具体例

(1) 検討方針

分科会Bにおける検討は、「協働」、「新しい発想」という考え方を据えており、これは分科会Aの「協働の精神に立脚した市業務の再構築」という方針に合致する。

(2) テーマ1「まちの活性化のしくみづくり」の内容

何か新しいことを実施しようとする時に、現在の市のように、組織を増やし、人を増やすというような、市の直接関与を求めているものではないこと。

（「協働によるシティプロモーションの全市展開」という考え方）

①市民、NPO、各種団体等との協働はもちろんのこと、市民サポーターのほか、市内在住に関わらず、本市と縁・ゆかりのある人、本市が好きな人とも連携して、彼らが応援団にもなり、時には実践者にもなることを提案。

②市役所内にシティプロモーションを専門的に行う組織を配置する場合は、新たに人員を増やすということではなく現人員から捻出することを提案。

(3) テーマ2「市有財産の有効活用と収支バランスの改善」の内容

市の発想の転換により、柔軟な利活用を求めていること。結果的に、分科会AとBが全く違う視点からアプローチして同じような検討結論を見出している。

- ①公共施設の目的外使用、運営形態の改革では、竹の丸の公設民営化、掛川城・御殿・茶室・二の丸美術館の一体的利活用を提案。

※参考：分科会Aの検討結論

「掛川城周辺エリア施設の一体的利活用と公設民営化を提案」

- ②受益者負担の公平性確保では、利用者市民と負担者市民との負担の公平性確保などのために官民連携、民活導入、使用料見直しを提案。

※参考：分科会Aの検討結論

「利用者が限定された施設は、新しい協働型指定管理者制度の導入を提案」

(4) テーマ3「税金・市営住宅家賃、学校給食費などの収納率アップ」の内容

収納率アップについては、市民の意識向上や市職員の意識改革と増収への意欲向上、行動を促すことを主たる目的にしていることに加え、市の発想の転換により対策を講じることを提案しており、安易に人員増を求めていること。

- ①市税の収納率向上

市が現在準備している徴収体制の強化のほか、民間債権回収会社への委託、職員・国税局・クレジット会社OBなどの短期任用により体制強化を提案。

※参考：分科会Aが提案する協働形態の一例

「直営→専門的非常勤職員の登用を提案」

- ②事業そのものを民営化して滞納課題を解決

市営住宅を廃止して、民間アパート居住者に対する補助制度に転換を提案。

※参考：分科会Aが提案する協働形態の一例

「市営住宅事業の廃止と民間アパート居住者補助制度の導入を提案」